平成２２年（フ）第４０６３号
大阪府茨木市大池２丁目21番14号
債務者　増田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４７号
大阪市旭区太子橋１丁目22番21号
債務者　住友　勝男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７０号
大阪府吹田市朝日が丘町36番16―103号
債務者　林　　愛子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２２７号
大阪府豊中市桜の町２丁目８番25号
債務者　岩田　朋美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２７３号
大阪府東大阪市加納２丁目26番９号メゾンシュマール101号
債務者　東　小百合（旧姓吉尾）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２８５号
大阪市平野区背戸口３丁目７番６号石見ハイツ201号
債務者　山本　初子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０３号
大阪市東成区大今里南１丁目12番15―301号
債務者　西本　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２７号
大阪府東大阪市南上小阪６番26号　116号室
債務者　立石　公子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９４号
大阪府寝屋川市中神田町２番12号
債務者　尾崎　泰豊
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４４号
大阪府大東市御領１丁目13番21号　シャローム辻本302号
債務者　山根　　翼
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７７号
大阪府東大阪市衣摺４丁目27番３号
債務者　山下　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８０号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番22号　ビジネスホテルサンプラザ929号
債務者　大森　　創
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８１号
大阪府摂津市千里丘東５丁目14番１―203号
債務者　丹生　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１７号
大阪府守口市神木町９番７号
債務者　小竹　　馨
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７３号
大阪府東大阪市鳥居町８番30号　コモド・カーサ枚岡305
債務者　石原　久典
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８８号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番９号　紅葉ハウス202号
債務者　老伽　文子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６号
島根県出雲市塩冶有原町６丁目10番地　雇用促進住宅塩冶宿舎２―105、前住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―506号
債務者　ベルニカこと　南野　雅己
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部